

児童福祉施設等における業務継続計画

法人名	学校法人 横山学園	代表者名	理事長 横山 健太郎
施設名 (施設類型)	あらやチャレンジクラ ブ	管理者名	代表 横山 健太郎
所在地	秋田市新屋扇町 6-38	電話番号	018-811-0780
作成日	令和6年10月1日	改訂日	

(本ひな形を使用するに当たっての留意事項)

- ・ このひな形は、「児童福祉施設における業務継続ガイドライン」(令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業。以下「ガイドライン」という。)を踏まえて、児童福祉施設等で業務継続計画(以下「BCP」という。)を策定する際の参考として作成したものとなります。
- ・ このひな形は、児童福祉施設等におけるBCPにおいて策定することが有用と考えられる項目と主な記載内容を記載したものです。実際の策定に当たっては、ガイドラインの該当箇所を参照するようお願いします。
- ・ なお、このひな形は、児童福祉施設のBCPにおける「必要的記載事項」的なものを定める性格のものではありません。個々の施設の種別、施設の状況、既に策定されているBCPの内容等を踏まえて策定に努められるべきものであります。また、例えば、個々の施設の状況等に応じて、このひな形や他に参考とする業務継続計画等で記載されている項目を段階的に埋めていくといった形で策定することもあり得ると考えています。

I	総則	1
1	想定するリスク	1
2	策定の目的	1
3	本計画の位置づけ	1
4	本計画の目標	1
5	本BCPの主管部門（主任担当者等）	1
II	事前対策	2
1	感染症・自然災害共通事項	2
	（1）地域との連携の推進	2
	（2）防災組織の体制構築	2
	（3）職員の安否確認	3
	（4）人員確保	3
	（5）保護者との連携	3
	（6）関係各所との連携・情報収集	4
	（7）入退館管理	5
2	感染症に係る事前の対策	5
	（1）優先的に実施する業務	5
	（2）備品の確保	6
	（3）感染者発生時等のためのゾーニングの検討	6
	（4）職員の体調管理	6
	（5）施設利用者の体調管理、入退館管理	6
3	自然災害の事前対策	6
	（1）非常時に優先的に実施する業務	6
	（2）施設のリスク	6
	①立地条件	6
	②避難場所、避難経路	7
	③避難誘導	7
	④ライフラインの対応策	7
	⑤備蓄品	7
	⑥非常用の持ち出し品・重要書類	7
III	BCP発動時の対策	8
1	感染症にBCP発動時の対策	8
	（1）感染症発生時の事前対策	8

(2) 感染が疑われる症状がある者の発生時.....	8
(3) 感染の可能性が高い者の発生時.....	8
(4) 感染者発生時.....	9
(5) 通常業務の再開.....	9
(6) 不足する職員の支援対策の実施.....	9
(7) 人的応援と受け入れ.....	9
2 自然災害発生時の対応.....	10
(1) 地震.....	10
①発災時の時間経過別の対応.....	10
②災害時の地域ニーズへの対応.....	10
(2) 風水害.....	11
①事前の対策.....	11
②発災時の時間経過別の対応.....	11
③災害時の地域ニーズへの対応.....	11
IV BCPの検証.....	12
1 BCPの検証.....	12

I 総則

1 想定するリスク

感染症

地震

震度：震度6（日本海中部地震・東日本大震災 等）

液状化：液状化の可能性がある。

津波：避難場所には指定されていないが、雄物川が近いことから不安がある。

風水害

浸水想定地域内である。（0.5～3m）

実際に近い区画が過去に浸水している。

2 策定の目的

- ① 利用する子どもの安全の確保・保護者の安全の確保
- ② 子どもの保育・養護を実施する職員の安全の確保
- ③ 施設機能の維持
- ④ 早期復旧・再開

3 本計画の位置づけ

業務継続のための対応策

非常時に優先的に実施する業務を整理し、優先業務を継続できるよう準備する

4 本計画の目標

『2 策定の目的』で設定した目的を着実に叶えることを目標とする。

5 本BCPの主管部門（主任担当者等）

代表：横山 健太郎

II 事前対策

このIIでいう「事前対策」は、感染症の拡大時や災害の発生に先立って平時より実施すべき対策となります。

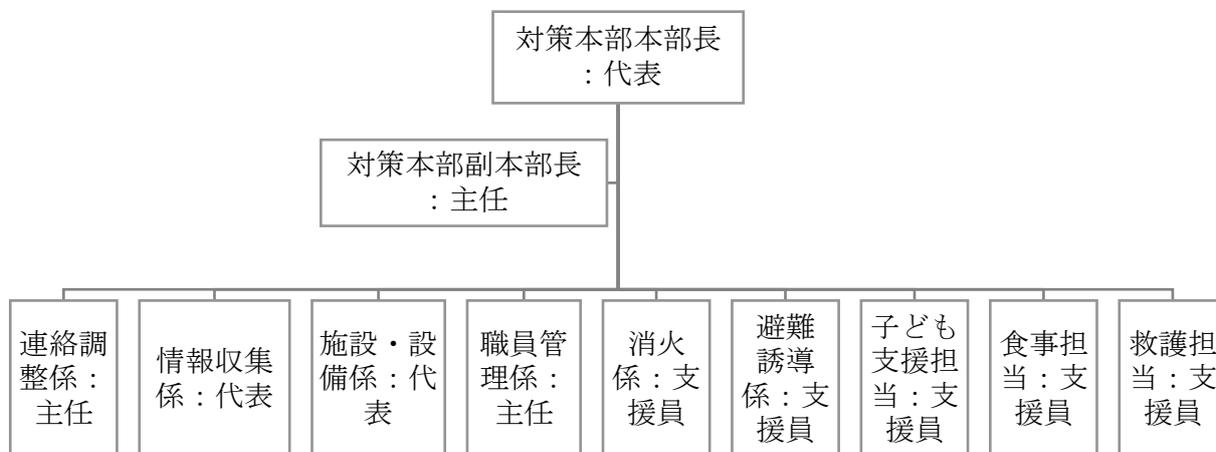
1 感染症・自然災害共通事項

(1) 地域との連携の推進

認定こども園 新屋幼稚園・ほいくえんとの連携を進めていく。

※「ガイドライン10ページ 2.1.1: 地域との連携」を参照し、施設のある地域の地区防災計画、施設・法人と地域との防災協定、福祉避難所の指定等があればその内容を記載し、自治体、町会、自治会等との防災面での地域との連携を推進していくこと等を記載します。

(2) 防災組織の体制構築



組織	役割	担当者／ 部署名	代行 (担当者不在 時の代行)
対策本部 本部長	全体を総括する	代表	主任
対策本部 副本部長	事業全般に関する指揮 関係機関への協力要請	主任	支援員
連絡調整係	各施設や関係各所との連絡調整	代表	主任

情報収集係	感染症発生・被災状況等に関する情報収集を担当する	代表	主任
施設・設備係	施設・設備の状況確認 施設の被災状況の把握 備蓄品の確認・補充・分配	代表	主任
職員管理係	職員の安否確認・健康状態の確認 職員の参集状況の把握 職員のローテーション管理 ボランティア対応	主任	支援員
消火係	初期消火の実施	支援員	支援員
避難誘導係	利用する子どもや職員等の避難誘導	支援員	支援員
利用する子ども担当	利用する子どもの安全確保 利用する子どもの生活の維持	支援員	支援員
食事担当	食材の確保 非常時の食事の作成 感染症対応の食事の作成	支援員	支援員
救護担当	利用する子どもの健康状態把握・投薬 感染予防 負傷者の処置	支援員	支援員

(3) 職員の安否確認

メールやLINEで確認する。

(4) 人員確保

職員の体制が完全に揃わなくとも、緊急時なので2人による特別保育を行う。
近隣の職員にから対応する。

(5) 保護者との連携

緊急メールで避難先等を連絡する。また玄関先に貼りだす。

(6) 関係各所との連携・情報収集

連絡先一覧

		連絡先	担当者	電話番号	その他の連絡手段
行政		秋田市子ども育成課		018-888-5692	
		次世代・女性活躍支援課		018-860-1553	
		秋田西部市民サービスセン		018-888-8080	
		秋田県中央児童相談所		018-827-5200	子どもそれぞれの連絡先
		秋田市保健所		018-883-1170	
		秋田消防署 新屋分署		018-828-3123	
		新屋交番		018-828-2122	
医療		あらかやキッズクリニック		018-838-7270	
		看護師			
		市立秋田総合病院		018-823-4171	
利用する子ども関連	児童の通学する学校	日新小学校		018-828-4408	
		秋田西中学校		018-828-4644	
		新屋高等学校		018-828-5859	
		児童の保護者等			それぞれの連絡方法
協力業者		オノプロックス		018-828-2108	
その他					

情報収集先一覧

	連絡先	URL
気象	気象庁 防災情報	https://www.jma.go.jp/jma/index.html
防災情報	内閣府 防災情報のページ	http://www.bousai.go.jp/
	秋田県 防災情報のページ	https://www.bousai-akita.jp/
	秋田市 防災情報のページ	https://www.city.akita.lg.jp/bosai-kinkyu/index.html
自治体	秋田市 ホームページ	https://www.city.akita.lg.jp/index.html
	秋田県 ホームページ	https://www.pref.akita.lg.jp/
	福祉保健関連部署	https://www.city.akita.lg.jp/shisei/soshiki/1002622/1004684/index.html
ライフライン	水道局	https://www.city.akita.lg.jp/suido/index.html
	電力会社	https://www.tohoku-epco.co.jp/
	ガス会社	https://onoprox.com/

(7) 入退館管理

名簿をチェックする。また、人数確認を行う。

2 感染症に係る事前の対策

(1) 優先的に実施する業務

感染症の対策として、優先的に実施する業務の判断基準は「感染症の予防および生命維持のための業務（排泄・食事・医療的配慮等）」が考えられる。地域や施設内の感染症の流行状況によって対応できる職員の人数や感染拡大防止の業務量が異なります。施設の職員が感染の可能性が高い者や感染者等となったり、施設内で感染者等が発生したりして、通常業務の実施が困難な場合には、優先的に実施する業務を実施し、施設の開所を継続するよう努める。

(2) 備品の確保

消毒液、防護服、手袋、マスクを備蓄しておく。日常的に数日分は備蓄し、使用しながら備蓄する。

(3) 感染者発生時等のためのゾーニングの検討

感染が疑われる者は奥の部屋に移動させる。また、消毒を徹底する。

(4) 職員の体調管理

体調チェックシート等を使用して、職員及び職員家族や身近な知人に、感染疑いの症状がないか確認する

(5) 施設利用者の体調管理、入退館管理

入館時に、利用する子どもおよび来館者の体調を確認し、感染が疑われるような場合は、利用を遠慮していただくようにする。

3 自然災害の事前対策

(1) 非常時に優先的に実施する業務

利用する子どもや職員の安全確保
利用する子どもの生命維持（給食、食事介護、医療ケア）
情報収集・共有・連絡調整

(2) 施設のリスク

①立地条件

当クラブは、秋田市作成の洪水ハザードマップの浸水地域となっている。

②避難場所、避難経路

新屋幼稚園・ほいくえんの2階に避難する。避難時にはグラウンドを通らないようにする。

③避難誘導

子ども達は2列で避難する。先頭と後方に指導員が付く。

④ライフラインの対応策

水道：備蓄していた飲料水を使用するか自治体の給水拠点等で給水を受ける

停電：照明はランタン等で対応、空調はカイロ（冬季）冷却用グッズ（夏季）を使用する

⑤備蓄品

食料品：おやつを食べる

医療品：救急手当に使用する備品（ガーゼ、絆創膏、包帯、三角巾、体温計等）や常備薬（鎮痛剤、胃薬等）の他、アルコール除菌やマスクなども備蓄しておきます。

⑥非常用の持ち出し品・重要書類

避難の際に最低限必要なものを、避難所に移動する際に持ち出せるようにまとめておく。

Ⅲ BCP発動時の対策

1 感染症にBCP発動時の対策

(1) 感染症発生時の事前対策

発生段階		施設の対策
段階	状況	
海外発生期	海外で感染症発生	情報収集を行いつつ、地域で発生することも視野に BCP の見直しや備品の補充などの備え行動を開始する
国内発生早期	国内で感染者が確認されたが各都道府県では発生していない状況	
国内感染期	各都道府県で感染者が発生している状況	感染予防行為を実施し、マスクや手洗い、アルコールの実施と共に、来館者の管理を行い、疫学調査に対応できるようにします。
地域感染期	一部で感染者の接触歴が疫学調査で追えず、市中感染が想定される状況/地域で感染者が発生し増加している状況	外部からの立ち入り区画を制限したり、行事等を延期したりして、感染拡大防止の措置をとる

(2) 感染が疑われる症状がある者の発生時

施設の職員や利用する子どもが、感染が疑われる症状がある者となった場合は、初動対応として、管理者への報告、施設内の情報共有、身近な医療機関への連絡相談を行う。

当該職員や子どもと接触した者を確認し体調の変化に注意する。感染が疑われる症状がある者が多い場合や吐しゃ物があるなど感染リスクが高いと思われる場合は、消毒・清掃を行う。感染が疑われる症状がある者が増えた場合、通常業務が継続できるか検討し、継続が困難になる前に業務継続のための対策を開始する。

(3) 感染の可能性が高い者の発生時

施設の職員や利用する子どもが感染の可能性が高い者となった場合は、初動対応として、管理者への報告、施設内の情報共有、身近な医療機関へ連絡相談を行う。

感染の可能性が高い者が増えた場合、通常の業務を継続できるか検討し、継続が困難になる前に業務継続のための対策を開始する。特に職員に感染の可能性が高い者が増えた場合、人手不足となることを念頭に検討する。

(4) 感染者発生時

施設の職員や利用する子どもに感染者が発生した場合は、初動対応として、管理者への報告、施設内の情報共有、身近な医療機関や保健所へ連絡相談を行う。

感染者となった職員や子どもと接触した者を特定し、当該感染者の行動を把握するための調査に協力するとともに体調の変化に注意する。また、当該職員や子どもが利用したスペースを特定し、スペースやおもちゃなどの消毒・清掃を行う。消毒が終了するまでそのスペースは立ち入り禁止とする。

(5) 通常業務の再開

施設の職員や利用する子どもの感染者や感染の可能性が高いもの等が減少した場合、少しずつ通常業務へ戻す。地域の状況も含めて通常業務が一定期間継続できるか検討し、可能な場合には BCP に基づいた業務継続のための対策を終了する。

(6) 不足する職員の支援対策の実施

感染が拡大した場合、職員自身が感染者となる、職員が感染の可能性が高い者となり、子どもの支援が可能な職員が少なくなる状況が想定できる。特別保育の体制を組み、対応にあたる。

(7) 人的応援と受け入れ

以前の業務に関わっていた元職員等は、施設の業務を知っているため、人手不足の施設にとって心強い応援となる可能性があります。ただし、人手不足の状況と感染拡大のリスクを踏まえて受け入れるかを判断します。受け入れる場合は、体調チェックシートを利用して、感染症の特徴に応じた日数の体調を確認し、感染の疑いがないことを確認して受け入れます。

2 自然災害発生時の対応

(1) 地震

①発災時の時間経過別の対応

I. 災害発生

・ 初動対応：防災組織の立ち上げ（P10 第 2 章 2.1.2 防災組織の体制構築を参照する）

事業を通常とおり継続できるという判断ができる場合は、通常業務を継続する。
必要な場合は後片付けをして業務を継続する。

II. 発災直後の実施すること

- ・ 安否確認・声掛け：子どもの不安の解消に努める
- ・ 負傷者の救護・応急措置：必要な場合は、医療機関へ連絡し搬送する
- ・ 初期消火

III. 発災～半日程度に実施すること

- ・ 通信手段の確保
- ・ 行政や関連各所への連絡
- ・ 職員の安否確認と職員の招集・参集（職員の状況によって参集時間は異なる）
- ・ 防災組織の再整備：参集職員の状況により再整備を図る
- ・ 利用する子どもの安否確認の集約
- ・ 施設建物・設備の安全確認：施設内の危険箇所を特定しその箇所には立ち入らないようする。被害がない箇所で必要な場所へアクセスする経路も含めて安全を確保できる場所を、安全ゾーンとして施設内の避難・待機場所とします。
- ・ 業務を通常とおり継続できるかの判断
- ・ 避難の必要性の検討（避難時は通電火災防止のためブレーカーを切る）

②災害時の地域ニーズへの対応

無し

(2) 風水害

①事前の対策

事前に気象情報などから情報を入手し、災害発生の可能性があるかを検討する。災害発生の可能性がある場合は、気象情報などから避難の必要性を検討する。

②発災時の時間経過別の対応

ア) 気象情報などから情報を入手し、事前に閉所等の検討をする

台風や大雨によって安全を優先し、事業を一時停止する場合、できるだけ早く利用する子どもや保護者等に情報を伝えることが重要だ。メールや SNS 等で一斉に情報を送信する、ブログなどで公開するなど、複数の伝達手段を用意することも有効だ。

(イ) 開所中に台風上陸や大雨警報等が発令されたとき

風雨が強くなった場合や大雨警報が発令された場合には、安全になるまで帰宅させず施設内に留まるようにする。子どもと職員の安全確保を第一に行動し、必要な場合は、施設内の安全ゾーンへの利用する子どもを誘導し、避難を行う。

③災害時の地域ニーズへの対応

無し

IV BCPの検証

1 BCPの検証

平常時にBCPの策定を行うが、BCPは一度作成して完了となるものではない。一般的にPDCAサイクルと呼ばれるPlan-Do-Check-Actionのサイクルを実施し、BCPを検証していくことが非常に重要となる。策定したBCPに基づき計画した事項の実施や備品を購入し、職員や子どもへ避難計画を周知し、実際に訓練を計画する。訓練を実施した後、BCPの課題を洗い出す。そして、BCPの見直しや改善を行い、BCPの更新を行う。

なお、BCPの実現のため、備品購入などの事前対策のための予算を確保する、BCPの取組を浸透するための訓練を計画する、BCPの検証を行うといったマネジメント活動は、業務継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）と呼ばれている。BCMは継続的に取り組むことが重要である。